介護保険事業者様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長 (公 印 省 略)

島根県新任介護職員定着支援事業補助金について(通知)

島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要綱第7条に定める日を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. 別に定める日 令和7年1月17日(金)

介護保険事業者様

島根県健康福祉部高齢者福祉課 (介護人材係長)

令和6年度島根県新任介護職員定着支援事業補助金について

このことについて、令和6年12月16日付け高第868号で交付申請書の提出期限を定めたので、交付申請をする場合は令和7年1月17日(金)までに交付申請書を提出してください。

なお、交付申請にあたっては、島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要 綱、同運用基準及び下記留意事項等を確認の上申請をしてください。

記

【留意事項】

1. 島根県新任介護職員定着支援事業は、厚生労働省所管「地域医療介護総合確保基金」に定める介護人材確保対策事業として実施します。

島根県新任介護職員定着支援事業補助金の交付決定を受けたものは、交付要綱第 9条(5)に規定する書類を5年間保存するとともに、国の実施する会計検査等において総勘定元帳等関係書類の提出をお願いすることがあります。

*「関係書類」とは、法人全体の会計関係諸帳簿(給与の支払い実績が判る通帳を含む) 及び雇用契約書等の人事関係書類となります。

2.補助対象について

- ①対象職員 既に介護保険事業所に勤務している、直接処遇職員を対象とする。 (直接処遇に携わらない管理職等は対象外。)
 - *「直接処遇職員」とは、常時施設又は事業所において、利用者の身体上の介護を する者とします。
- ②研修期間 令和6年4月1日から受講又は受講予定で、年度内(令和7年3月31日)までに修了することとします。
- 3. 令和6年度の募集定員は、予算の範囲で決定することとします。

HPアドレス: https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo hoken/hojokin/